

令和6年1月31日

第7回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和6年1月31日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第7回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

| | | |
|------|-----|------|
| 議席番号 | 1番 | 中岡博晃 |
| 〃 | 2番 | 山本秀弘 |
| 〃 | 4番 | 落雅美 |
| 〃 | 5番 | 宮野秀子 |
| 〃 | 6番 | 井川和彦 |
| 〃 | 7番 | 野呂栄二 |
| 〃 | 8番 | 茅根英昭 |
| 〃 | 10番 | 土居義和 |
| 〃 | 11番 | 石岡渡 |
| 〃 | 12番 | 梅田徹 |
| 〃 | 13番 | 有田均 |
| 〃 | 14番 | 片山裕 |
| 〃 | 15番 | 曾我貴彦 |
| 〃 | 16番 | 細山正己 |

3. 本日、この会議に欠席した委員は次のとおりである。

| | | |
|------|----|------|
| 議席番号 | 3番 | 川合一 |
| 〃 | 9番 | 坂本純科 |

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|----------|-----|----|------|
| 余市町農業委員会 | 事務局 | 局長 | 濱川龍一 |
| | 事務局 | 次長 | 中村利美 |
| | 農地係 | 主事 | 篠原司 |

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第 7 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は 1 4 名であります。

よって、過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、3 番・川合委員、9 番・坂本委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴についてご報告いたします。

本会会議規則第 3 0 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 1 0 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案 2 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

6 番・井川委員、1 4 番・片山委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました議案第 1 号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和 6 年 1 月 3 1 日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号 1 番、申請人住所氏名、貸主、■■町■■■■■■番地、■■■■、借主、■■町■■■■■■番地、■■■■。

申請農地、■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■■■■■■■■■■■ m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和 6 年 1 月 2 2 日、山本委員、坂本委員、曾我委員の 3 名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営移譲するため所有農地を一括使用貸借す

るもの、借主、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、5ページに記載しております。

4ページをお開き願います。

続きまして、申請番号2番、申請人住所氏名、貸主、■■町■■■■■■■■番地、■■■■、借主、■■町■■■■■■■■番地、■■■■。

申請農地、■■■■■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■■■■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和6年1月23日、石岡委員、落委員、土居委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営移譲するため所有農地を一部使用貸借するもの、借主、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、6ページに記載しております。

以上2件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、申請番号1番につきまして現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番 申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、1月22日、事務局を含め、坂本委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、貸主が後継者の借主に経営移譲するため、所有農地を一括使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 続きまして申請番号2番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 1 番 申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、1月23日、事務局を含め、落委員、土居委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、貸主が後継者の借主に経営移譲するため、所有農地を一部使用貸借するもの

です。

調査の結果、申請番号2番については、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7 番 申請番号2番についてお伺いします。

後継者の借主に経営移譲するためということではありますが、個人情報となってしまう大変申し訳ないのですが、後継者の■■■■氏の年齢と所帯を持っているのか教えていただきたい。

濱川局長 7番、野呂委員のご質問にご答弁申し上げます。

■■■■氏は■■歳で、所帯は持っています。

議 長 他にご質問ございませんか。

それでは、申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして議案第2号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第2号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案理由をご説明申し上げます。

令和元年10月に農地転用にかかる収賄容疑で、道外の農業委員会会長が逮捕されるという不祥事事案が続けて発生し、再発防止のため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をすべての農業委員会で行い、毎年同様の取り組みを実施するよう、一般社団法人北海道農業会議より通達があり、実施す

るものでございます。

それでは、議案を読み上げ提案いたします。

議案第2号 余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

このことについて、一般社団法人北海道農業会議より農業委員会の法令遵守に対する決議要請があったので本会に付議する。

令和6年1月31日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

余市町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1. 余市町農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 余市町農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、議案第2号について、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
7回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後1時41分)

(本会議所要時間 11分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 6 番

議事録署名委員 余市町農業委員 14 番